

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日
の翌
日
に
お
き
る
日
当
り
の
日)

目 次

- ◇ 告 示 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
- ◇ 告 示 土地改良区の役員の退任
- ◇ 告 示 土地改良事業の認可(二件)
- ◇ 告 示 木材業者の登録
- ◇ 告 示 木材業者の登録の変更
- ◇ 告 示 保安林の指定予定
- ◇ 告 示 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 告 示 鳥取県立高等学校募集生徒数
- ◇ 告 示 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第千二百三十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 巳 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
野 嶋 佳 子	鳥国薬第五八八号	昭和六十年十一月十三日

鳥取県告示第千二百四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹内 医院	米子市祇園町二丁目一〇〇	昭和六十年十二月三日
岩間 薬局	倉吉市瀬崎町二七七	〃
井崎 医院	鳥取市吉方温泉町二丁目五六四	昭和六十年十二月十三日
東岩倉診療所	倉吉市東岩倉町二二七七	昭和六十年十二月十五日
上後藤薬局有限公司	米子市上後藤二二四一	〃
内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷二丁目一〇	昭和六十年十二月七日
浜田齒科医院	境港市外江町二八六四	昭和六十年十二月二日

鳥取県告示第千二百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の名及び住所

理事 小 谷 善 泛 東伯郡大栄町大字妻波一五五七―七

昭和六十年十二月九日退任

鳥取県告示第千二百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、名和町が行う土地改良事業（農村地域農業構造改善事業下大山区暗きよ排水）を昭和六十年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、名和町が行う土地改良

事業（農村地域農業構造改善事業下大山区農業用排水）を昭和六十年十二月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百八号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木 材 業 者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
鳥木第六一号	昭和六十年十一月八日	岩美郡岩美町大字浦富一六八	畑 中 敏 雄
〃 第六二号	〃	鳥取市湯所町一丁目六〇八	岩 田 博 士
〃 第六三号	〃	〃 賀露町一〇六三	影 井 徳 一
八木第七九号	九月二日	八頭郡若桜町大字中原五〇二	永 原 真 一 郎
〃 第八〇号	九月六日	〃 若桜町大字大炊七九一・二	鳥取県東部木材建築協同組合 理事長 山 根 繁 己
〃 第八一号	十月一日	〃 智頭町大字智頭二〇九八	折 本 新 蔵
米木第六九号	九月二十六日	米子市陰田町九〇一	嘉 村 清 吉

第七〇号

十一月二十日

西福原六三三

長 島 智

鳥取県告示第千二百九号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定に

より告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号 昭和六十年四月一日 倉本第二号	所在地、名称及び代表者の氏名 倉吉市西倉吉町一五三 日本チップ工業株式会社 代表取締役 山根 旬也	変更事項 所 在 地	変 更 前 倉吉市西倉吉町一五三	変 更 後 倉吉市秋喜四八七	変更登録年月日 昭和六十年八月二十一日
---------------------------------	--	---------------	---------------------	-------------------	------------------------

鳥取県告示第千二百十号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町下阿毘緑字穴ヶ谷山一の一から一の一七まで、阿毘緑字緑屋池ノ谷二〇一三の一、二〇一三の三、二〇一三の一六、上萩山字釜ソウリ九〇
- 二 指定の目的
水源のかん養
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

1 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字俣野字熊野山三二九一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千二百十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十年六月十七日 鳥取県指令受都計第九十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷字西ノ前

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一

財団法人 鳥取開発公社

理事長 西尾 優

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十九号

昭和六十一年度鳥取県立高等学校募集生徒数を次のとおり定める。

昭和六十年十二月二十七日

米子西高等学校	米子東高等学校	赤碓高等学校	由良育英高等学校	倉吉工業高等学校					倉吉産業高等学校			倉吉農業高等学校				
普通学科	普通学科	普通学科	普通学科	工業学科					家庭学科	商業学科		農業学科				
普通科	普通科	普通科	普通科	土木科	工業化学科	電子科	電気科	機械科	家政科	情報処理科	商業科	生活科	畜産科	園芸科	農林科	
三三六人	四二〇人	一二六人	二一〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	三八人	八〇人	四〇人	八〇人	三八人	八〇人			
境水産高等学校		境高等学校		西部農業高等学校			米子工業高等学校					米子南商業高等学校		米子高等学校		
水産学科		家庭学科	普通学科	農業学科			工業学科					商業学科		普通学科	家庭学科	
無線通信科	海洋科	家政科	普通科	生活科	食品製造科	農業園芸科	工業化学科	土木科	電子科	電気科	機械科	情報処理科	商業科	普通科	家政科	
八〇人		四〇人	二九四人	三八人	三〇人	三〇人	三八人	三八人	三八人	三八人	七六人	四〇人	一六〇人	二五二人	八〇人	

鳥取西高等学校		高等学校名	二 定時制課程									
商業学科	普通学科	学 科 名	(全日制課程 計)									
商業科	普通科											
四〇人	四〇人	募集生徒数	六、四五六人									
			日野産業高等学校		根雨高等学校	境港工業高等学校						
			農業学科	商業学科	普通学科	工業学科				商業学科		
			農業科	商業科	普通科	建築科	電子科	電気科	機械科	商業科	食品製造科	機関科
			三八人	四〇人	一二六人	三八人	三八人	三八人	三八人	四〇人	三八人	

鳥取農業高等学校		美和分校		鳥取農業高等学校		三 通信制課程		(全日制課程、定時制課程合計)		六、六九四人	
農業学科		畜産科		生活科		約二〇〇人		二三八人			
倉吉東高等学校		米子東高等学校		境高等学校		約一〇〇人		普通学科		普通科	
普通学科		普通学科		普通学科		約一〇〇人		普通科		普通科	
普通科		普通科		普通科		約一〇〇人		四〇人		四〇人	
普通科		普通科		普通科		約一〇〇人		四〇人		四〇人	
普通科		普通科		普通科		約一〇〇人		四〇人		四〇人	

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年十二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取県公安委員会規則第八号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第三十八条第二項第一号」を「第三十八条第三項第一号」に、「申し出」を「申出」に改める。

別記様式第十一号中「第108条の2第1項第2号」を「第108条の2第1項第3号」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年一月一日から施行する。

公 告

昭和60年11月28日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和60年12月27日

鳥取県知事 西 尾 巴 次

中 加 坂 水 山 大田垣	村 藤 本 中 田 垣	德 尚 大 進 正 崇	和 義 輔 一 道 志	小 大 小 津 河	沢 平 松 本 本	武 智 利 裕 徳	雄 恵 子 行 二 男	大 寺 安 晴 乃	森 谷 丸 郷 藤	裕 正 浩 誠 達	同 之 志 治 也
---------------	-------------	-------------	-------------	-----------	-----------	-----------	-------------	-----------	-----------	-----------	-----------